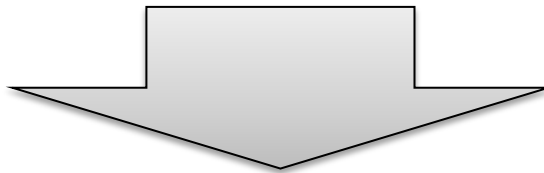


危険物施設に太陽光発電設備を設置する際の変更工事の手続き

危険物施設に太陽光発電設備を設置する変更工事を行う場合、参考 3 - 3 にあるとおり、種々の保安上の問題が起こると考えられるため、原則として市町村長に対して変更許可申請が必要であると考えられる。

しかし、参考 3 - 3 にあるとおりの安全対策が取られており、太陽光発電設備に係る電気設備や配線等が可燃性蒸気の滞留する範囲になく、（放爆性能が求められている施設に設置する際については、）屋根による放爆性能が確保されている場合は、変更の許可を要しないものもあると考えられる。



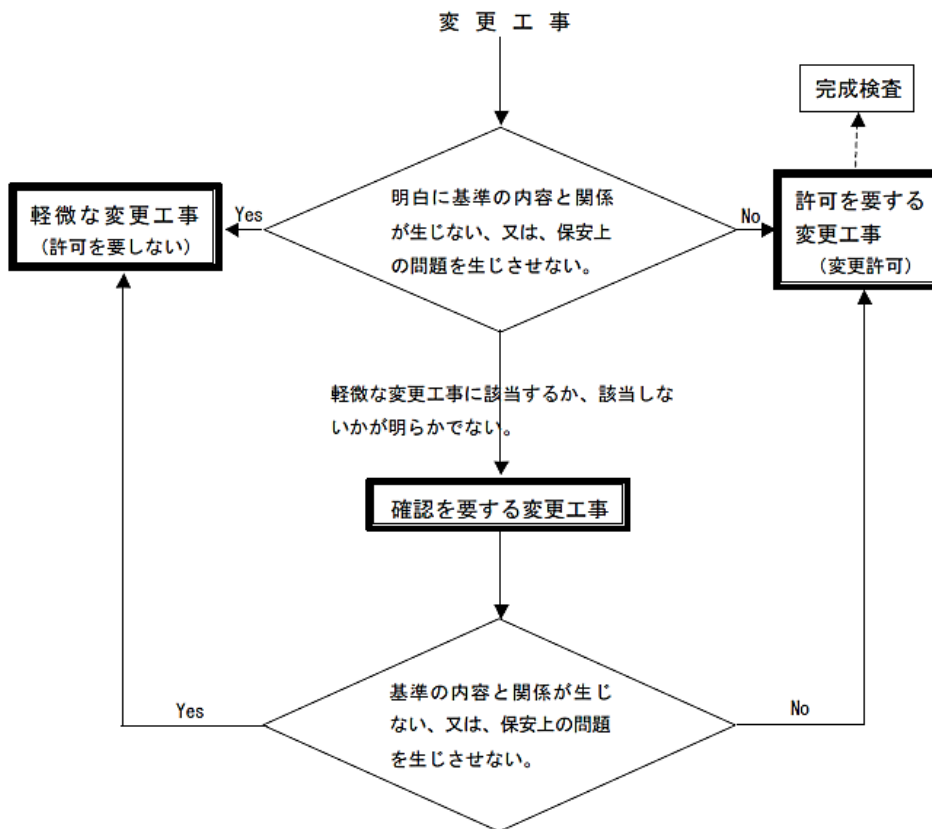
危険物施設に太陽光発電設備を設置する変更工事を行う場合、変更許可が必要な工事に該当するかどうかを判断するための書類を自治体消防に提出し、変更許可が必要な工事かどうかを判断することとしてはどうか。

なお、「地震災害に対する対策」及び「積雪、暴風災害に対する対策」については、危険物施設の設置者等が自らの責任の下で、建築基準法で定める基準に適合している旨を確認し、当該基準に適合していることを自治体消防に示すことが必要である。

参考

「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成 14 年 3 月 2 9 日付け消防危第 49 号）

図 1 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



○: 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの
 △: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)
 /: 通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
61	電気設備	電気設備	電気設備	△	△	△	○	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
106	給油取扱所	工作物等	サインポール・看板等(電気設備)	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと